

公益社団法人 トライアスロンジャパン主催公認大会用同意書
2026 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会
(大会開催日：2026 年 5 月 17 日)

(賛同と承諾)

私は、標記大会（以下、「大会」という。）への参加にあたり、大会参加者として、以下の事項について同意いたします。

1 賛同の意思表示

- (1) 私は、トライアスロン競技を謳歌（おうか）するために、主催者、選手、支援者が共存するよう努めます。
- (2) 私の親族や保護者、または法定代理人（親権者など）は、本同意書のことを理解し、私の大会参加に同意しています。

2 承諾の基本

- (1) 公益社団法人トライアスロンジャパン（以下、「トライアスロンジャパン」という。）の諸規程、競技規則及び大会規程を遵守します。
- (2) 大会のコース設定や注意箇所など大会情報を理解し、不明瞭な点や不安となる点があれば、大会主催者（以下、「主催者」という。）に確認します。

3 トライアスロンジャパン登録会員等と社会適正

- (1) トライアスロンジャパン細則第 6 条の規定による登録会員であり、日本国外のトライアスロン統括団体への登録はありません。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号」に掲げる者に該当していません。

4 技量、健康状態の申告

- (1) トライアスロンまたは関連スポーツの経験があり、コース状況を見極めながら、自身の技量の範囲内で競技を行います。
- (2) 最近 1 年間に医師の健康診断を受け、競技において配慮すべきことは理解しており、自身のペースを守りながら競技します。

5 特設コースの特性と救護体制

- (1) 大会は特設されたコースで行われるため、競技専用コースとは異なる状況が起こり得ることを理解しています。
- (2) 大会開催中、事故に遭遇し傷病が生じた場合であっても、直ちに救護できないことがあることを理解しています。

6 傷病・死亡事故の補償範囲

大会開催中に競技が原因で傷病もしくは傷病による後遺症が発生した場合、または死亡した場合の補償は、主催者の重大な過失がある場合を除き、主催者が契約している保険の範囲内であることを承知しています。

7 大会中止・変更、競技用具類の盗難・紛失・破損等

(1) 地震・風水害・荒天・事件・事故・疫病等により大会が中止・変更となった場合は主催者に対し大会参加のための参加費等の払戻し請求及びその他支出した費用の請求はしません。

なお、自己都合による出場キャンセルや大会延期などの場合は別途示される規定に従います。

(2) 大会期間中の競技用具類の紛失・盗難または損傷に対し、主催者の重大な過失がある場合を除き、主催者に補償を求めません。

8 肖像権などの広報使用

肖像権及び個人情報（氏名、年齢、出身都道府県、所属先、競技歴、自己紹介内容等）に関して、大会関連の広報物及び報道・情報メディアなどによる広報的利用を認めます。

9 紛争の解決

(1) 大会の競技に関する抗議、上訴、不服申し立てについては、大会の管轄競技団体の競技規則に則り手続をすることとします。

(2) 大会に関する裁判上の紛争が生じた場合は、開催地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、準拠法は日本法とすることに同意します。

(注) 参加者が未成年である場合、保護者または法定代理人（親権者など）による同意書の提出を求める場合があります。

私は、以上の事項を承諾しました。